（郵便報知可）　（日曜日休刊）　（定價金三錢）

時事新報

第千三百二十七號
明治十九年七月十四日　水曜日
壽丙戌六月十三日（乙亥）
日出午前四時十五分　入午後七時十五分
月出午後七時十三分　入午前四時十六分
潮午前四時五時十二分　午後四時三十二分
（西暦一千八百八十六年）

時事報報

米は損あり

健康なる身体に健康ある精神あり國民の身体精神健康潑剌として始めて以て文明の事業に堪ゆるあるを得べし日本人は常食とする米の飯と滋養分甚だ少なくまて迚も人体を維持するに足らず日本人にして米は飯に依賴して世に生存する限りは文明世界に立て優勝劣敗場裏の競爭に勝を制するの望なし故に我輩は日本人の米食を廢して肉食に改めんことを希望して措かざるあり米は元と熱國濕地の產物にして日本の如く氣候温冷地勢高燥の場所に養殖もべ兇品物にあらず然るに日本人は古來如何なる因緣にか無理に此米を不適當なる日本國に植ゑてこれに生育を依托せんとしたるゆゑに高燥美麗なる原野を變ずて卑濕汚穢の稻田と爲し雨水疏通舟楫運搬の用に供すべき大小の川々を堰を作り底を高くして故らに年々の水害を招兇土地財產を流失する其損害勝げて計るべからず殊に近來漸く文明の進歩に速力を加へ鐵道の敷設を急ぐに當りて最も大なる妨害を爲すものは此不規則なる大小の川々にして唯此川々が稻田供水の用をさへ應する時は再び世間普通の順良なる川流に復して國土を汚損せず文明の進歩を妨ぐす永く國の大用を爲すべきあり故に我輩は稻田を廢せんことを希望して措かざるあり又稻田を耕すの利益は桑を植ゑて蠶を飼ふの利益に及ばず稻田一段歩米の收穫い地味の良否によりて一概あらずといへども日本全國を平均して平年一石二三斗を以て定めとす仮りに之を一石五斗の平均とするも一段の利益六圓相場の米より十圓に足らず然るに此一段の田地に桑を植ゑ其桑を蠶を飼へば平均一石の繭を得然れども亦成る丈け内地に見積りて一段八斗とすべし繭の相場も時により一概あらざれども近年の景況にては先づ八斗二十圓の價あるものと見積りて格別の間違ひはなるまじ米を作れば一段九圓の手間賃を徘桑を植え蠶を飼へば二十圓を得べし今の世界に在ては國も人も錢おくては立行かず故に我輩は稻田を廢ずて桑田を起さんことを希望して措く能はざるなり此等情實明白なる理由れ在る有るゆゑに數年來我輩は時に臨み機に應ずて我時事新報紙上に桑を以て米に換ふるの利を說いて止むことを知らず過日も亦愛媛郡土地買上案の論議あるの際し米麥作の不利なる次第を日本農民に告ぐるの必要あるを感ず「米麥作を斷念すべし」と題ずてこれを六月廿一日廿二日の時事新報に掲かたるに兼て我輩の敬愛する中外物價新報は本月一日二日の紙上に「米麥作は決ずて斷念すべからず」と題して大に我輩の意見を攻擊したり我輩不敏なる不深切なる議論なりとまでに非難したり我輩不敏なりといへども斯る非難の言を默して受納する譯なり行かず茲に中外（中とは日本といふ事か）物價新報なるものとは其名前の上丈けにて先づ世人を瞞ずて其商賣上の意見甚だ正確なるを疑ずしひるの掛念なゝかあらざるゆゑに故に愛に聊か物價記者の意見の甚だ不正確なる所以を辨ずるとはなれり但し物價記者が二日間に亘るの議論は再三通讀すれども首尾關係の甚だ不分明なる所多く兎角一氣に其要領の點を駁ずるの工風を得ざるが故に唯記者が米を贊成ずて桑を擯斥するの眼目として提出したる者と覺しき箇所〳〵に就き切れ〳〵に我輩の說と附すべし

中外物價新報曰く

試に見よ我が日本の土地は如何なる成立ちある歟と凸凹極りなく隨て其農產物も所に由り大に其種と異にして其高き所には桑、茶、麥等の如きものを植付け其卑き所には自然に米作を仕付るに及びさるものゝ今日の稻作は多く卑濕の水田に仕付け桑樹は高燥の土地に植付け彼此自ら其地眼風土と殊にせるゆゑに拘らず無暗に桑樹と卑濕汚穢の稻田に移植ずて其利を見るべきや如何、言を要せずして其不利たるや明かなり故に我が日本狹しと雖ども土地柄に由て其產物に適否の別あり隨て收利の多少もあれど農夫愚なりと雖ども利の存する所を古來自から之を區別を立て例へ之上、武、甲、信、等の地方は高燥なるを以て遠き昔より養蠶に從事し其他奥羽北越等の地方にても高燥の土地には桑を植へ卑濕汚穢の場所には稻作を爲す等各々其風土地眼に由て農作物を異にせるものゝ如し云々

如何にも物價記者の說の如く土地柄にて產物の適否あり蓮池に大根は生ずず南瓜畑に山芋は出來ざること固より明白の事なりといへども稻田と桑田とは左程に線引の日本の稻田にして變じて桑田と爲られざるもの先づ絕無なりと申ずて差支なかるべし何となれば元來我日本の地勢たるや山高くして海近く水の疏通甚だ迅速容易にして人工の妨げさへなければ國中に卑濕汚泥の地區を見るゝと極めて少なかるべき國柄なれば何故斯る美質の國土に卑濕汚泥の地區多きやといふに全く封建割據の餘弊遺習にして往時國を鎖ず封を守るの日に當りては狹き日本國に三百の小天地を作り一天地に籠城する兵權はみな他の天地に依賴するゝと能はざる是に於て諸藩皆競ふて稻田を開拓し河流を堰き留め水あきの地に水と行り泥なきの地に泥と深ぐし稻田用水と愛護するゝと人間の生命も啻ならず稻田に桑などの如く不急用品奢侈品を作るは諸藩の法律の嚴禁する所なりと申ずて差支なかるべし唯東北山間の國々は冷氣甚だしく勢番の植物たる米を作るの工風なきがために止むを得ず桑を植るゝと許しさるものゝあり故に蠶は寒國の事にして暖地に適せずと思ひ居るが何ぞ圖らん嗣港以來生糸の需用大に增したるが爲め中國九州邊ずて近年試みに養蠶を始めたるに當局者等の高事尚ほ甚だ不熟練なるゝも拘はらず到る處最良の結果を得て追ひ〳〵は東北地方に養蠶國をも壓倒せんとするの勢ひあり此實例を見て物價記者を除くの外い世人皆從來の迷夢を覺し今日まで養蠶を寒地の封建制度人爲の壓倒ずよりて然りしものなりとの事を者と認め居たるは大なる間違ひにて從來の變相い全く合點ずたり今や日本には封建制度なく農業商賣一も自由自在あらざるものなし斯る目出度時勢ず際ず當ては何を苦んで有害なる稻田を耕すの愚と維持せんと欲するゝや事理を辨せざるの甚だしきものといふべし畢竟我輩ずて利害得失ず關せず全國唯桑のみを植ゆべし他の穀類菓樹蔬菜と耕作すべからずと申すにいわらず沼地水ず餘りあるの所これを埋立てゝ桑を植えんより依然稻を植る方便利なりんと固よりなり全村青々たる桑田を見る中に所々に麥畑あるゝは豆畑もあり蒟蒻畑もあり蜜柑林もありて土地の狀況ず應ずて十分に利益を收ひるの工風を爲すべきこと固よりあり殊に養蠶事業は勞力の最も活潑急劇なるものにして俄然と申ず始まり俄然として終る其間僅かず四五十日を出でず唯此四五十日を終れば他の桑田培養等の事ず殆んど論するに足るやどの勞あく寧ろ終年無事に苦ずひの實なきゝあらずず則ち此餘力を以て終年間斷あく利を收ひるの工風を爲すゝと甚だ大切あるがもゝに或は三反歩の田地に其二反丈けは桑を植ゑ他の一反ずは穀類なり菓樹あり最も適當のものを擇んでゝ桑を植付け結局三反歩の地面と最も有利に使用せんとするは當局者れ方寸に在て存すべきゝとならん唯我輩の希望する所い從來の如く米を日本農產物の首座ず置かずしてゝれを末座に引下ゞ桑を植ずて代て其首坐ず就かしめんとするゝ在るのみ米を食ひ水を飲ず濁酒に醉ふて肱を枕とし桑田養蠶の利れ大なるゝと忘るゝが如きは抑亦無知の甚ざし況ものなりと信ずるのみ

（未完）

官報

○勅令

脫本初子午線經度計算方及標準時ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治十九七月十二日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
内務大臣伯爵山縣有朋
陸軍大臣伯爵大山巖
海軍大臣伯爵西鄕從道
文部大臣森有禮
農商務大臣伯爵西鄕從道
逓信大臣榎本武揚

勅令第五十一號

一英國グリニッチ天文臺子午儀ノ中心ヲ經過スル子午線ヲ以テ經度ノ本初子午線トス

一經度ハ本初子午線ヨリ起算シ東西各百八十度ニ至リ東經ヲ正トシ西經ヲ負トス

一明治二十一年一月一日ヨリ東經百三十五度ノ子午線ノ時ヲ以テ本邦一般ノ標準時ト定ム

脫海軍武官官等表ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治十九年七月十二日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第五十二號

海軍武官官等表

勅任	奏任										
	一等	二等	一等	二等	三等	四等	五等	六等			
將官	上長官	士官									
大將	中將	少將	大佐	少佐	大尉	少尉					
			機關大監	機關少監	機關少士	機關士	機關士	機關士官			
			大機關	少機關	大技士	少技士					
			軍醫部上長官		軍醫部士官						
軍醫總監	軍醫大監		軍醫大監	軍醫少監	大軍醫	少軍醫	軍醫士官				
			藥劑官	藥劑少官	大藥劑官	少藥劑官					

○勅令第二十號

官吏准官吏公吏ハ其職務ニ關シ故意ニ人ヲ死傷シ又ハ死傷ニ至ラシムルトキハ其情狀ニ從ヒ左ノ給スヘキ金額ヲ減ス

一手當金ヲ從ヒ

一救助料ハ國庫ヨリ

一療治料ハ國庫ヨリ

一吊祭料ハ年ニ

日給三十日

給セス

一救助料ハ分

一等傷

二等傷者死亡

一盛滿者死亡

ルトキハ二

一療治料ハ一

給セス

●虎列刺

遠州地

大阪府　但シ四月

京都府　但シ上下

兵庫縣　但シ神戸

岡山縣

廣島縣

和歌山縣

愛媛縣

合計（十

○淀行地外府

二人、神奈川縣

一昨十一日新

二日新患四人

知縣去る七日

人、岐阜一昨十

新患二十人、

逆新患四人、同

三日逆新患七

患五人、同死亡

亡八人、埼玉縣

五人内三人死

二十七日より

日より本月三

る六日より九